



検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0628第1号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の新設が行われましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■ 適用日 2019年(令和元年)7月1日より適用

■ 検査方法が追加された検査項目 25-ヒドロキシビタミンD

適用日: 令和元年7月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
25-ヒドロキシビタミンD	117点	生化 I 144点	「D007」 血液化学 検査の30	原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、 <u>CLIA法</u> 又は <u>CLEIA法</u> により25-ヒドロキシビタミンDを測定し た場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回 に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋 トロポニン I、KL-6の所定点数を準用して算定する。 なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実 施方針を遵守すること。

※下線部が改正により追加された検査方法になります。